

令和元年第12回農業委員会総会

1 日 時 令和元年12月26日(木)
午前10時00分～午前10時15分

2 場 所 大竹市役所4階第2会議室

3 出席委員
(農業委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
1	廣兼 勝清	6	正木 静夫
2	小川 裕希恵	7	田中 博幸
3	古木 麻知子	8	竹端 只雄
4	島原 順二	9	橋村 實男
5	豊原 道教		

(最適化推進委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	田中 弘明		

4 欠席委員

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	最適化推進委員 松本 勝行		

5 出席職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	小田 健治	事務局主幹兼農地係長	住田 実喜男
事務局主幹	前田 新吾	事務局書記	早川 正二

6 議題日程

上程順序	議題番号	内 容
日程第1	決議第1号	農農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議について
日程第2	議案第20号	非農地証明の申請について
日程第3	報告第10号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について

事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和元年第12回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同、ご礼、ご着席下さい。

廣兼会長（挨拶）

廣兼会長

本日の出席委員は11名中10名で定足数に達しておりますので、これより、令和元年第12回大竹市農業委員会総会を開会いたします。

この際、本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により、会長において、9番橋村實男委員、2番小川裕希恵委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

これより、日程第1決議第1号農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議についてを議題といたします。本件について事務局から説明を求めます。

事務局（住田）

それでは、ご説明いたします。3ページをご覧ください。まず決議（案）を読み上げさせていただきます。議案書3ページをご覧ください。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

こちらの決議第1号は、11月28日、29日、会長が出席いたしました全国農業委員会会長代表者集会で同じ様な申し合わせ決議をされております。

この決議に至った経緯ですが、今年全国市町村のうち2市町において、農業委員会会長が農地法違反と収賄の疑いにより逮捕されております。

また、本件を含め過去1年間で農地法違反等に関する不祥事が4件ののぼり、農林水産省からの綱紀粛正の通知もございました。

これら一連の不祥事は、農業者の公的な代表機関として活動している農業委員会組織に対する住民の信頼を傷つけるものとなっています。このため、全国農業会議所並

びに広島県農業会議から、改めて自覚を持った農業委員会が職務を遂行し、再発防止、信頼回復に努め、組織全体として取り組んでいくため、すべての農業委員会で決議をしていくこととなったものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

廣兼会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件については、原案のとおり決してご異議ありませんか。

(異議なしの声)

廣兼会長

それでは、ご異議ありませんので、本件については原案のとおり決定されました。

続きまして、日程第2議案第20号非農地証明の申請についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（住田）

それでは議案第20号非農地証明の申請についてをご説明いたします。議案書は4ページ、地図は5ページをご覧ください。

申請地は、本町一丁目〇〇番〇〇、登記地目は田、現況は宅地、面積は347㎡の土地となっております。申請人は、本町一丁目の〇〇 〇〇さんです。申請理由は地目変更の登記をするためです。改廃年月日は昭和44年2月10日となっております。場所は、現在工事中となっておりますアゼリアホールの東、大竹市道を挟んだ向かい側に位置しております。かい廃年月日については、建物の建築年を記載しており、建築年は、申請人に根拠資料として提出していただきました、登記記載事項証明書の写しで確認しております。現在2階建ての住宅が建っております。

お手元にお配りしました資料1をご覧ください。広島県が作成しました農地法関係事務処理ガイドラインから抜粋しました農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの非農地証明に関するものでございます。3ページをご覧ください。こちらに非農地証明の対象としないものとして、カッコつきで7つの項目が挙がっております。今回の申請地は、このなかの(1)に該当するものです。ここにありますように昭和27年10月21日以降の人為的な潰廃地は非農地証明の対象としないとなっておりますが、但し書きで、転用の事実行為からおおむね20年以上が経過しており、農地転用行政上も支障がないものと認められる土地については非農地証明の対象にできることが明記されております。

本件は、この事務処理取扱ガイドラインに当てはまる事案と考えております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

廣兼会長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。5番豊原委員お願いいたします。

豊原委員

本件につきましては、実際に家が建ってから20年以上が経過しており、周辺への農地にも影響は無いと思います。以上です。

廣兼会長

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。9番橋村委員お願いいたします。

橋村委員

現地で調査したところ、周辺には農地は無く、隣地は駐車場で、支障は無いと思います。

廣兼会長

本件につきましては、質疑及び意見はございませんか。
(質疑及び意見なしの声)

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。
本件につきましては、申請のとおり証明することに決して、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

廣兼会長

ご異議ございませんので、本件については申請のとおり証明することに決定されました。

それでは、日程第3報告第8号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。

次の届出について、大竹市農業委員会規程第8条第1項第7号の規定により、事務局長において専決処理をしたので、報告させます。本件について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局（住田）

それでは、報告第10号について、事務局長において専決処理しましたので、ご報告いたします。順位1，順位2は関連がありますので合わせてご説明いたします。

まず順位1について議案書は6ページ，地図は9ページをご覧ください。

譲受人は大竹市新町三丁目の〇〇 〇〇さん，〇〇 〇〇さん，譲渡人は広島市東区の〇〇 〇〇さんです。届出地は，白石二丁目〇〇番〇〇，登記地目は田，面積は90㎡，となっております。

続きまして，順位2について議案書は7ページ，地図は10ページをご覧ください。譲受人は順位1と同じく〇〇 〇〇さん，〇〇 〇〇さん，譲渡人は大竹市元町一丁目の〇〇 〇〇さん，福岡市南区の〇〇 〇〇さんです。届出地は，白石一丁目〇〇番〇〇，登記地目は田，面積は7.94㎡となっております。

順位1，順位2合わせて2筆，合計面積90.94㎡となっております。転用目的は住宅建築をするためです。申請地は大竹小学校体育館，裏側になります。周辺は住宅と道路で囲まれ，地区担当委員さんからも，転用による周辺への影響は認められないというご意見を頂いております。こちらは11月12日に届出を受理しております。

続きまして，順位3についてご報告します。議案書は7ページ，地図は11ページをご覧ください。

譲受人は大竹市立戸一丁目の〇〇 〇〇さん，譲渡人は，〇〇 〇〇さんです。届出地は，立戸一丁目〇〇番〇〇，登記地目は田，面積は79㎡，同じく立戸一丁目〇〇番〇〇，登記地目は畑，面積は18㎡となっております。2筆合わせた面積は97㎡です。転用目的は，駐車場にするためです。場所は，国道186号線，油見トンネル上に油見二丁目から立戸二丁目に向け，山すそに大竹市道が通っています。この市道を横切る形で谷郷川がありますが，この川を渡り，概ね30mほど立戸方面に向かった道路に面したところになります。申請地は道路と住宅に挟まれており，地区担当委員さんからも，周辺農地に特に支障はないというご意見をいただいております。こちらは12月6日に届出を受理しております。

続きまして，順位4についてご報告します。議案書は8ページ，地図は12ページをご覧ください。譲受人は大竹市立戸一丁目の〇〇 〇〇さん，譲渡人は，大竹市新町一丁目の〇〇 〇〇さんです。届出地は，立戸一丁目〇〇番〇〇，登記地目は田，面積は31㎡，同じく立戸一丁目〇〇番〇〇，登記地目は畑，面積は82㎡。2筆合わせた面積は113㎡となっております。転用目的は，駐車場にするためです。こちらも順位3と同じように，国道186号線油見トンネル上の大竹市道を谷郷川を渡り，順位3の場所からさらに20mほど玖波方面に向かった道路に面したところがございます。付近は住宅，アパートがあり，地区担当委員さんからも，周辺に農地も見当たらないため特に支障はないというご意見をいただいております。12月6日にこの届出を受理いたしました。以上でございます。

廣兼会長

本件につきまして，質疑及び意見はございませんか
(質疑及び意見なしの声)

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。

お諮りいたします。本日議決された案件のうち，字句，数字その他，整理を要するものにつきましては，その整理を会長に委任されたいと思っておりますが，これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

廣兼会長

異議なしと認めます。

よって，案件のうち字句，数字その他，整理を要するものにつきましては，その整

理を会長に委任することに決定されました。

以上をもちまして、令和元年第12回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。